

「飛鳥・藤原の宮都」世界遺産推奨品 実施要領

1. 主催

『飛鳥・藤原の宮都』世界遺産登録応援する会

2. 事業目的

「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」が世界遺産登録されることで、「登録による認知度向上」・「文化的魅力の関心」等による観光需要の増加が期待されます。本事業は世界遺産登録後も継続的に活用できる商品（観光客向け土産物・飲食店メニュー・旅行商品）を地域内で育成することを目的とする。

3. 募集要項公開

令和8年3月2日（月）～

4. 募集期間

令和8年4月1日（水）～5月29日（金）（当日消印有効）

5. 応募資格

橿原商工会議所、桜井市商工会、明日香村商工会の会員事業所
橿原市観光協会、桜井市観光協会、飛鳥観光協会の会員事業所

6. 応募対象品

「飛鳥・藤原の宮都」世界遺産登録に関連した商品
（観光客向け土産物・飲食店メニュー・旅行商品）

- （1）国内外からの来訪者への土産物となるもの等
- （2）国内外からの来訪者が食べてみたくなる飲食店メニュー等
- （3）国内外からの来訪者向けの宿泊プランや周遊プラン等

【注意】

- ①法令等の規定に違反していないこと。
- ②公序良俗に反しないこと。

7. 応募方法

提出書類は橿原商工会議所に持参、郵送、メール、FAXにて提出してください。

※必要事項が記入されていない場合は、応募条件を満たさないものとして受付できません。

※提出された申請書類等は、原則として返却いたしません。

8. 留意事項

- (1) 応募は1事業所（個人・法人・団体）につき2商品までとなっております。
- (2) 申請に記載されている内容に基づき選定を行いますので、申請に関する書類は詳細に記載ください。
- (3) 申請書類は返却いたしません。
- (4) 選定の際に、商品の現物確認を行いますので、応募商品をご用意ください。

9. 提出書類

①「飛鳥・藤原の宮都」世界遺産推奨品申請書

②商品写真

※①の申請書は「飛鳥・藤原の宮都」世界遺産登録応援特設サイト（橿原商工会議所HP内）からダウンロードしてください。

10. 推奨基準

推奨品の推奨基準は、次の（1）を必須要件とし、かつ（2）また（3）のいずれかの要件を満たしていることとする。

- (1) 世界遺産「飛鳥・藤原の宮都」の歴史的・文化的価値を背景とした商品であること。
具体的には、飛鳥・藤原の宮都の歴史、文化、物語、地名、構成資産群等のいずれかに関連を有し、その魅力や価値を表現していること。
- (2) 奈良県にゆかりのある原材料、技術、文化を活かし、製造・加工・企画・改良が行われた商品であること。
- (3) 観光客（インバウンドを含む）を主な対象として提供される商品であり、地域の魅力を伝える訴求力を有していること。

11. 推奨方法

主催者が、推奨基準に基づき内容を確認のうえ選定・決定する。

12. 推奨の発表

推奨された商品は令和8年6月下旬（予定）に応募者本人に書面で直接通知すると共に「飛鳥・藤原の宮都」世界遺産登録応援特設サイト（橿原商工会議所HP内）上で発表します。

※応募者が多数の場合、発表時期が変更になる場合があります。

13. 推奨有効期間

推奨品の有効期間は、推奨決定日から令和10年3月31日までとする。

更新後の有効期限は、有効期間終了後の翌日の属する年度から2年後の3月31日までとする。

なお、推奨を取り消された場合には、取り消しの日からその効力は消滅する。会員を退会した場合も同様とする。

14. 推奨品の取り扱い

- ①推奨品に「飛鳥・藤原の宮都」世界遺産登録 推奨マークを付与する。
- ②推奨品を「飛鳥・藤原の宮都」世界遺産登録応援特設サイト（橿原商工会議所 HP 内）等に掲載する。
- ③マスコミ等への情報発信（パブリシティ及び広告）を行う。
- ④（株）近鉄百貨店橿原店、道の駅、スーパーマーケット、観光販売所、ホテル等への商談する機会を設ける。

15. 推奨に係る経費

推奨品に係る事業を運営する経費として、必要に応じて費用を徴収する。

16. その他

推奨有効期間終了の際に継続を希望される場合は、更新手続き、更新手数料が必要になる場合がございますので、予めご了承ください。